

知的財産戦略本部・インターネット上の海賊版対策に関する検討会議

著作権侵害とブロッキングをめぐる立法的課題

早稲田大学法学学術院

上野達弘

I はじめに

- ・著作権侵害サイトに関するブロッキングについて立法的措置を行う場合における著作権法上の課題

II 課 題

1 正当化根拠

- ・権利者がアクセスプロバイダに対してブロッキングを求めることが可能となる立法的措置を行う場合、これをどのように正当化するか
 - ① 必要性 [例] 財産権の保護
 - ② 許容性 [例] 通信の秘密・営業の自由・表現の自由、過剰ブロッキング、濫用

2 ブロッキングの対象となるサイト

- ・インターネット上には様々な違法・有害情報（例：著作権・著作者人格権・著作隣接権・実演家人格権・商標権等の侵害、名誉毀損・プライバシー侵害、覚せい剤取締法・銃刀法違反）がある中、どのような理由でどのようなサイトを対象とするか
- ・一定の「悪質な著作権侵害サイト」に限定するとしても、どのような理由でどのように限定するか
 - ① 客 体 [例] 「有償著作物等」、著作隣接権の客体、リンク情報（リーチサイト）
 - ② 態 様 [例] デッドコピー（「原作のまま」、侵害率、国外蔵置、日本語サイト
 - ③ 目 的 [例] 営利・図利加害目的、悪意（「知りながら」、侵害助長主目的

3 アクセスプロバイダに課される条件・義務・免責

- ・アクセスプロバイダによるブロッキングの実施／不実施に関する条件・義務・免責を、どのように定めるか
 - ① 条 件 [例] 「侵害・・・が明らか」（参考：プロ責法 4 条 1 項 1 号）、他の手段との補充性、権利登録
 - ② 義 務 [例] 意見聴取義務（参考：プロ責法 4 条 2 項）
 - ③ 免 責 [例] ブロッキング不実施の場合の責任制限（参考：プロ責法 4 条 4 項）

4 ブロッキングを求める手続

- ・権利者がアクセスプロバイダに対してブロッキングを求める場合の手続きを、どのように定めるか
 - ① 裁判所の命令によってアクセスプロバイダがブロッキングの義務を負う
[例] 英国法 (97A 条)、オーストラリア法 (115A 条)
 - ② 請求権に基づき要件を満たす限り裁判所の命令なしに請求できる (参考: プロ責法 4 条 [発信者情報の開示請求等])
[例] ドイツ法 (97 条)、韓国法 (103 条の 2 第 1 項 2 号)
 - ③ 権利者の申し立てにより行政機関がアクセスプロバイダにブロッキングを命じる
[例] 韓国法 (情報通信網法 44 条の 7)
- ・①②の場合、裁判所の決定を受けた者以外のプロバイダによるブロッキングについて、何らかの定め (例: 免責規定) が必要か

5 ブロッキングの実施方法

- ・アクセスプロバイダが行うブロッキングの技術的方法につき、何らかの定めが必要か
[例] DNS/URL ブロッキング、サイト/コンテンツ
- ・コスト負担につき、何らかの定めが必要か

6 法律

- ・著作権侵害に関するブロッキングについて、どの法律に定めるか
[例] プロ責法、著作権法
- ・著作権法に定める場合、どのような形式にするか
[例] 固有の請求権 (112 条の 2)、みなし侵害 (113 条)